主 文 本件控訴を棄却する。 理 由

本件控訴の趣意は、弁護人宮原守男、同西垣道夫共同作成の控訴趣意書に記載のとおりであるから、これを引用し、これに対し当裁判所は次のとおり判断する。

控訴趣意第一点について。

原判決の掲げる各証拠によれば、原判示事実をすべて肯認することができ、記録を調査し且つ当審における事実取調の結果を総合して検討しても、原判決には、判決に影響を及ぼすことの明らかな事実誤認はなく、また法令の解釈適用を誤まつた違法もないから、論旨は理由がない。以下所論の主要な点について当裁判所の判断を述べる。

控訴趣意第一点の一について。

弁護人の主張の要旨は、

というのである。

よつて関係証拠を仔細に検討するに、被告人が自己の運転する自動車にAを同乗させた経緯および同女が同車から飛び降りるに至つた原因は原判示事実のとおりであることを肯認することができ、これと異なる所論の如き事実を認定するに足る証拠はない。そして、原判示事実を基礎として、被告人がAに対して保護責任を負うとした原判決の判断は正当であること後述のとおりである。けっきょく所論は原判決と異る事実上の前提に立つて原判決の結論を非難することに帰する。

控訴趣意第一点の二について。

弁護人の主張の要旨は、

(イ) Aの受傷は、高速で動いている場所から飛び降りたことに起因するもので、車両等の交通に起因するものではないから、原判決が被告人に対し道路交通法第七二条第一項前段による救護義務を認めたのは同条の解釈を誤つている。仮に右の救護義務が認められるとしても、同条は単に道路交通に関する行政の便宜のために緊急措置を要求しているにすぎず、その救護義務は、刑法第二一八条第一項にいわゆる保護責任とは異質のもの、あるいは、はるかに低度のものにすぎず、前者の義務違反があつてもただちに保護者遺棄にあたるとはいえない。
(ロ) 原判決は、その事実認定のもとで、被告人は条理上当然にAを保護すべ

(ロ) 原判決は、その事実認定のもとで、被告人は条理上当然にAを保護すべき責任があるとしているが、刑法第二一八条の規定は、被害者の生命身体に対する危険よりは行為者の保護義務違反に対する非難を中心に考えて単純遺棄罪より重い刑を規定しているのであるから、単なる条理を根拠に同条の保護責任を認めることは許されない。

というのである。

〈要旨〉しかしながら、原判決の認定した事実によれば、Aは被告人の運転する乗用車の助手席に同乗して、走行〈/要旨〉中飛び降りて負傷したというのであるから、右は道路交通法第七二条第一項前段にいう「車両等の交通による人の死傷」にあたり、被告人は、同条項による救護義務を負うことは明らかである。そして、刑法第二一八条第一項の保護責任の根拠は、法令、契約、慣習、条理などのいずれであるかを問わないのであつて、所論のように条理を除外すべき理由はない。したがつて、本件のように、自動車運転者が歩行者を誘つて助手席に同乗せしめて走行中、しきりに下車を求められたにもかかわらず走行を継続したため、同乗者が路上に飛

び降り重傷を負った場合に、その救護を要する事態を確認した運転者としては、いわゆる自己の先行行為に基き、刑法第二一八条第一項の保護責任を有するものとい うべく、このことは右運転者が道路交通法第七二条第一項前段の救護義務を有する と否とを問わないと解すべきである。原判決が、被告人につき道路交通法上の救護 義務があるとしたうえ、さらに、条理上当然に同女を保護すべき責任があるとした のも、以上と同趣旨の判示をしたものと解されるので、同判決には、刑法第二 条第一項の解釈適用を誤つた違法はない。

控訴趣意第一点の三について。

弁護人の主張の要旨は、

原判決は、被告人がAを付近の畑内の窪みに移したうえ同女を置去りにして逃走 したと判示し、あたかも作為的に遺棄した如き認定をして、被告人に実刑を科して いるが、被告人は、Aがかなりの負傷をしているのを発見し同女を病院に収容する ため抱き上げたところ、道路の反対側にあるBから人が出てくる気配がしたので、 発見されては事が大きくなると考え、同女を抱いたまま畑の中に入り隠れたが、さらに人が近づいてきて自分が発見されそうになつたため、悪く誤解されては困るので、同女をその揚に置いたまま車に乗つて立ち去つたもので、被告人は畑内に隠れたところまではAを遺棄する意思は全くなく、仮に遺棄罪を認めるにしても単純な る不作為による遺棄にすぎない。すなわち、原判決は、遺棄行為の点についても判 決に影響を及ぼすこと明らかな事実誤認がある。というのである。

よつて審按するに、原判決の認定したところによれば、 「被告人はいつたんAの倒れているところに立ち戻り、同女が重傷を負つて意識も定かでないのを確認しながら、付近の家から人の出てくるのを認めるや、ことの発覚および逮捕等をおそれ、同女を右道路を左(北側)端より約三メートル北に入ったC方畑内の窪みに移したうえ、同女を同所に置去りにして逃走し、もつて病者 を保護すべき責任がありながらこれを遺棄したものである。

というのであつて、右判文上は、遺棄罪の態様としていわゆる置去り(不作為) のみを認めたものか、移置(作為)をも認めたものか必ずしも明らかでない。しか し、原判決の掲げる証拠その他の関係証拠を総合すれば、被告人がAをC方畑内の 窪みに移したのはもつぱら他人に発見されるのをおそれて、Aともども一時人目を のがれるためであつたとも考えられるので、この段階でAを遺棄する犯意があった と認めることはできない。されば原判決の右判示部分は、遺棄罪の態様として不作 為による置去りのみを認めたものと解するのが相当であるから、この点についても 原判決には何ら事実の誤認はない。

なお、弁護人は、被告人がAの体を投げたことも引きずつたこともないことを主 張し、この点に関する原審証人Dの証言には矛盾点が多く信用できないことを縷々 強調する。なるほど右証人の証言には、若干の矛盾、不明の点あることは否定でき ないけれども、これを原審記録について仔細に検討し、原判決挙示のその余の証拠と対比すれば、原判示事実にそう部分については十分措信するに足りるうえに、原判決は被告人がAの体を窪みに移すときの方法や処置についてまで具体的に判示し ているわけではないので、所論は、その前提を欠くことに帰する。

(その余の判決理由は省略する。)

(裁判長判事 吉川由己夫 判事) 大沢龍夫 判事 岡村治信)